

建設発生土ストックヤード運用検討業務委託 仕様書

第1条 目的

公共工事で発生した建設発生土については、資源有効利用促進法により再生資材としての利用が促進されていることから、福島県土木部では更なる有効活用に向けた、建設発生土の公設ストックヤードの整備を進めており、一部のヤードにおいて試行運用を開始した。今後の本格運用では、ストックヤードにおける建設発生土の搬出入において手数料を徴収し、運用費用に充当する計画としている。

一方、ストックヤードの整備運用に当たっては、新たな土量収支計画の作成や搬入過多を防ぐ適切な搬出入サイクルの決定、浚渫土の有効活用に向けた検討等の様々な課題が顕在化している状況である。

そこで、本業務では、ストックヤードの本格運用に向け、ストックヤードの運用における課題の抽出、分析等を実施するとともに、建設発生土の搬出入単価の算出方法の検討等に着手することを目的とする。

第2条 仕様書

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書に従うほか、福島県土木部制定の「共通仕様書（業務委託編）」によるものとする。

第3条 業務内容

(1) 計画準備

本業務の遂行にあたり目的やスケジュール等を加味し、必要となる関係機関および事業者等との協議調整を図り、業務計画を立案するものとする。

(2) 他自治体等の先進的な取組事例調査

国、他都道府県、市町村等（以下、「他自治体等」という）における建設発生土の有効利用の取組や適正処理の取組について情報を収集（必要に応じてヒアリング）し整理する。

有効利用については、ストックヤードや改良土センター等の他自治体等における整備状況、整備計画の有無やストックヤードの活用状況等を広く情報収集する。

適正処理については、他自治体等における残土処理場の整備状況、整備計画の有無や盛土規制法を考慮した処理先の確保状況等について広く情報収集する。

(3) ヒアリング

試行運用中のストックヤードの発注者（南会津建設事務所）及び受注者に対し、ヒアリングを実施し、ストックヤードの運用等における課題等を抽出する。併せて、発注者からのヒアリングでは建設発生土の有効利用・適正処理等における課題等も抽出する。

その他、ストックヤードの運用等の検討に必要なヒアリング先等を整理し、ヒアリングを実施する。

(4) 運用計画検討

① 課題整理

現在の福島県土木部における建設発生土の有効利用状況や(3)ヒアリング結果、等を踏まえ、ストックヤード運用の検討に当たり解決すべき課題を整理する。

② 基本人員・機械配置検討

現在整備済、整備中のストックヤード8箇所(県北2箇所、県南1箇所、喜多方1箇所、南会津2箇所、いわき2箇所)の内、代表箇所3箇所(県北1箇所、南会津1箇所、いわき1箇所を予定)のストックヤード毎の人員配置、機械配置等を検討し、結果をとりまとめるものとする。

検討結果を踏まえ、今後計画するストックヤードにおける基本的な人員配置、機械配置の方針を策定する。

③ 搬出入サイクルの検討

ストックヤードの適切な運用においては、搬出入が同量であることが最も望ましいが、福島県土木部の公共工事における土量収支は、建設発生土量が利用土量を大きく上回っており、搬入過多に陥りやすい状況となっている。

これを踏まえて、ストックヤード毎の年間搬出入土量の上下限值の設定や考え方、搬出入土質のルール策定等を行い、適切な搬出入サイクルのための必要な条件等を整理し、実現可能な搬出入サイクルを検討する。

④ 土質基準の整理

受入及び搬出時の基本的な土質基準を策定する。

浚渫土やトンネル掘削ズリ等の受入を含め、受入条件の整理、土質試験方法(重金属等も含む)及びその頻度等を整理する。

また、ストックヤードに搬入される建設発生土の改質の考え方を整理し、そのために必要となるストックヤードの面積や改質費用等を踏まえたストックヤードにおける適切な土質改良方法を整理する。

⑤ 環境対策

騒音、振動、水質等の環境基準の法的な整理と管理基準、対策や方法を整理する。

⑥ システム化・D X化の検討

ストックヤードの運用の効率化や簡素化に繋がる活用可能なシステム、D X等に関する調査や検討を実施する。

⑦ 仕様書作成

ストックヤードの運用業務委託に必要な仕様書を作成する。

(5) 搬出入手数料算出方法の検討

本格運用では、ストックヤードへの建設発生土の搬出入にそれぞれ手数料(利用料金)を徴収し、運用費用とする計画としている。

単価の算出に当たっては、運用費用を搬出入土量で除して算出することを基本的な考えとしているが、土量の不確実性、ストックヤードの大きさ、維持管理体制、地域性等を考慮する必要がある。

そのため、本業務では搬出入手数料の算出にあたり、実現可能な算出プロセスを整理

し、今後の詳細検討を確実に進めるための基本方針を取りまとめるものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として報告書を作成するものとする。また、概要版を作成するものとする。

報告書においては、次年度以降に検討する項目を整理し、記載する。

(7) 打合せ

業務に関する打合せ記録簿の記録は受注者が行うものとし、相互に確認しなければならない。

なお、打合せ回数は以下のとおりとし、必要に応じて打合せ回数を増減する。また、業務着手時及び完了時には管理技術者が出席するものとする。

業務着手前	1回
業務中間時（中間業務報告）	4回
成果品納入時	1回
その他、発注者が必要と認めた時	

第4条 貸与資料

共通仕様書第1113条に定める委託者が貸与する資料は次のとおりとする。

	資料の名称	部数	備考
1	令和6年度 第24-41360-0084号 建設発生土適正処理業務委託（発生土処理）	1	落合ストックヤード運用業務 委託成果品
2	令和5年度 第23-41360-0161号 建設発生土適正処理業務委託（発生土処理）	1	落合ストックヤード運用業務 委託成果品

第5条 成果品

成果品は、共通仕様書で定めるほか、下記のものを提出するものとする。

	名称	数量	備考
1	報告書	1	
2	電子媒体（CD-R等）	1	

第6条 積算基地

本業務における積算基地の取扱いは下記によるものとする。

(1) 本業務における積算基地は、次の場所とする。

積算基地：福島市役所

(2) 積算基地の契約後の変更は行わない。